



阪大イノベーションファンド1号がスタート

村上 孝三*

Venture Capital Fund for Technology Transfer from Osaka University

Key Words : Venture capital fund, Start-ups from University, Technology Innovation, Academy and industry collaboration

1. 大学発ベンチャーによる社会貢献

教育研究活動を通じての大学の具体的な社会貢献が強く期待されている。独創性の高い研究成果は、社会におけるイノベーションの源泉となる。大学における独創性のある研究成果をどのようにして社会に移転し活用するかが昨今の重要な課題としてクローズアップされている。また、有為の人材育成のために基礎的学問による修練だけでなく、実践的教育との並存、すなわち理論に強く、実践に強くが重要になってきている。

产学官連携活動は、大学の研究成果の社会への移転および若い有能な人材の社会への輩出を、効果的に実現するための多面的活動であると捉えることができる。大学の知を社会で活用するための具体的方法としては、共同研究・受託研究を通じて行う方法、TLO(技術移転組織)等を通じた知的財産のライセンシングによる方法、そして大学人自身が研究成果からプロダクト開発までを実践する方法があり、大学発ベンチャーはこの三つ目の方法を実践する活動として大学の社会貢献のための重要な活動として位置づけられる。

我が国でも遅ればせながら、大学発ベンチャーの活動が活発化してきている。大阪大学の教職員が中

心となっているいわゆる阪大発ベンチャーも平成15年10月現在で31社に上る。本学医学系研究科の森下竜一教授のアンジェスエムジー株式会社は、大学発ベンチャーとして我が国初の株式上場会社として有名である。

しかしながら、大学人による起業には困難が多い。特に、一つは事業資金の調達であり、一つは、財務管理、生産管理、およびマーケティング活動などの経営の問題である。これらの面での産業界の支援および連携が不可欠である。そこで、大阪大学では、これまで、大阪TLO大阪大学事業部門の設置および阪大OBを中心に組織化された特定非営利活動法人(NPO)おおさか大学起業支援機構との連携、協力を進めてきた。これに加えて、このたび、有望な資金調達先として、阪大イノベーションファンド一号が設立され、以上3組織と密接な連携関係を構築することにより、大阪大学の产学官連携活動がより効果的に実践されていく基盤ができたといえるのではないかと考えている。

2. 阪大イノベーションファンドの概要

大阪大学の研究成果をベースとするベンチャー企業に対して投資を行う、大阪大学のためのベンチャーキャピタルファンドとして平成15年5月に発足し、活動を開始した。総額約30億円で我が国最大の大学ファンドである。その目的は、大阪大学発のベンチャー企業に対して、資金だけではなく、人材、経営面を含めた総合的なバックアップを行う(図1)ことにより、大阪大学にある研究シーズの起業化、すなわち社会への移転を促進することであり、関西のみならず日本社会におけるイノベーション創出の起爆剤となることを期して、「阪大イノベーションファンド」と名付けられた。大阪大学岸木総長(当時)と日本ベ



* Koso MURAKAMI
1949年1月生
1973年大阪大学大学院工学研究科修士課程修了
現在、大阪大学大学院情報科学研究科・情報ネットワーク学専攻、教授、2001年4月より先端科学技術共同研究センター長併任、工学博士、インテリジェント情報ネットワーキング学
TEL 06-6879-7800
FAX 06-6879-7760
E-Mail murakami@ist.osaka-u.ac.jp

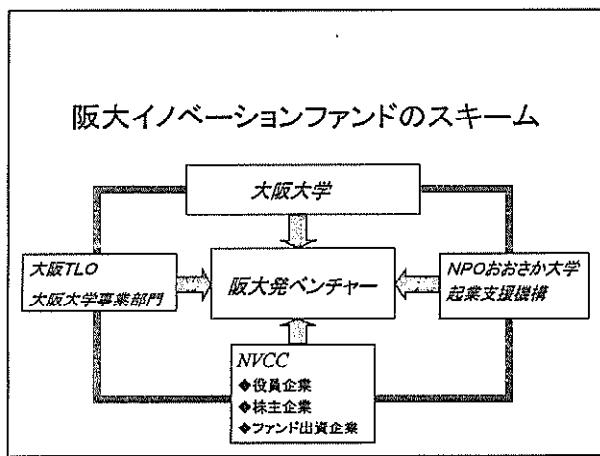


図 1

ンチャーキャピタル株式会社(NVCC)文箭会長(阪大経済学部OB)の発案である本ファンド構想は、阪大とNVCCの共同で産業界に出資募集を行ったところ、短期間で、法人43社、個人14名から応募があり、目標の30億円に達した。大阪大学への期待の大きさの現れであり、「1号」とすることにより今後のさらなる発展を期している。

大学発ベンチャー企業に、一般的のベンチャーキャピタルからの投資は余り歓迎されていない。早期の株式上場のみが目的化され、大学発ベンチャー特有の研究開発プロセスや研究者のモチベーションに対する理解と支援が欠如しているためである。「阪大イノベーションファンド」は、大学主導型のベンチャーキャピタルである。投資事業有限責任組合という組織形態をとっているため、無限責任組合員であるNVCCが運営者となって最終の投資決裁を行うのであるが、その前段階として、技術評価ならびに事業化評価を行なう評価委員会を設置していることに本ファンドの特徴がある。評価委員会は、その半数が阪大教官であり、その他大阪TLO阪大事業部門、NPOおおさか大学起業支援機構およびNVCC関連企業のメンバーからなり、大阪TLO阪大事業部門を事務局として運営している。主として、技術・事業化可能性について意見交換、情報交換を行うが、投資の方向性について大学側の影響力が大きい。評価委員会への申請に当っては、NVCCの定める書式に従って詳細資料が事前に委員に送付された上で、起業者によるプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、その後全委員間で議論を行う。議論の内容を

評価委員長が取りまとめて、NVCCに送付し、NVCCが議論の内容を参考に投資可否の最終判断を行うという手順である。委員自身が起業者である場合はその評価委員会から退出する。また、申請企業の提出書類等については厳正な秘密保持ルールを定めている。

投資対象は、アーリーステージのものであり、業種も、バイオ/ナノ/IT/環境/エネルギー/ロボットなどの重点分野はもちろんであるが、文理融合型や文系なども含み、特に限定していない。大阪大学の教職員、学生、大学院生が起業した企業、阪大卒業生が起業したベンチャー企業(阪大からの紹介のもの)、阪大と共同研究・開発を行うベンチャー企業などが対象となる。

株式上場に成功した場合、成功報酬の一部が大学に還元されることになっている。また、大学発ベンチャーには大学の知的財産が活用されることになる。キャピタルゲインの一部とライセンシングの収入が、当事者だけでなく、大学に還元されることで、それが基礎研究の原資となり、次の新たなテクノロジーの開発に発展してゆく、というような知的創造サイクルの確立を夢として描いている。

3. 大阪大学知的財産本部のスタート

米国において大学の研究成果の産業界へ技術移転に関しての大成功例として、コーエン・ボイヤー特許の事例がある。スタンフォード大学のコーエンとカリフォルニア大学のボイヤーが1973年に論文発表をした遺伝子組換え技術を特許化したものである。この特許は、数百の企業に対してライセンス供与され、累計数億万ドルを越える収入をスタンフォード大学にもたらしたと同時に、米国内にバイオ産業を創生させることのきっかけとなった。注目すべきは、コーエンとボイヤーは、大学の研究者として当初は、研究成果を特許化せず社会に広く使ってもらいたいと考えていたが、むしろ特許権を確立することにより、ライセンス契約の中でその応用研究について主導権を確保し得ること、そして、ライセンス価格を低くすることにより、多くの企業が利用でき、結果として広く普及されることになるという意見に賛同したと言われている。

このように、大学の研究者にとって、論文発表にとどまることなく、特許権を確立することがより社

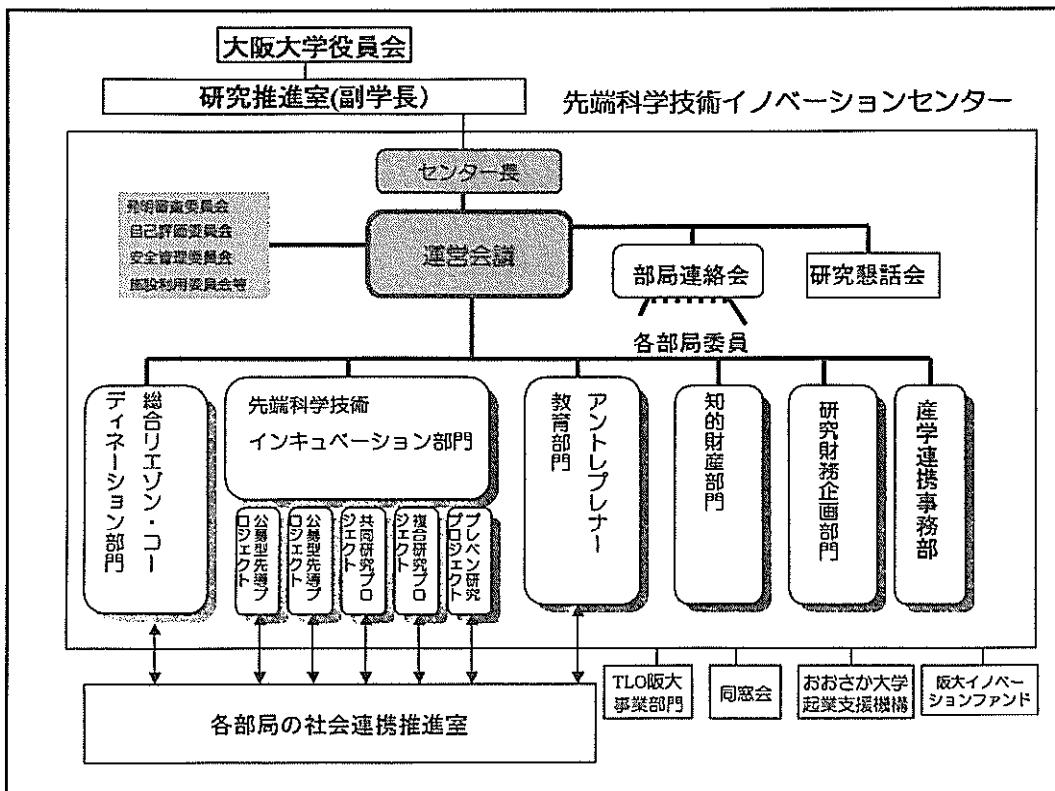


図 2

会に貢献しうるという考え方は、米国では幅広く浸透しており、米国での産学官連携や知的財産権重視の原動力となっている。米国では、TTWC(Technology Transfer and Wealth Creation)という言葉で、大学の技術移転と富の創造が密接な関連をもって認識されている。

大阪大学でも知的財産本部が設立された。当面は、先端科学技術共同研究センター内におかれ、法人化に当っては、新設の先端科学技術イノベーションセンター(図2)に配置される。先端科学技術イノベーションセンターは、産学官連携の阪大モデルを実践する場となる。教職員の発明届け出後、テクノロジーの実現性、革新性、市場性によりライセンシング可

能性が検討され、特許として申請するかどうかを決定される。TLO等のライセンシング機関と契約し、ライセンスを目指すというような手順で知的財産が運用されることになる。

研究成果が単に研究の段階にとどまらず、テクノロジーとして世に出る。それらに対する応分の成功報酬が、大学、教官に還元され、大学に還元された資金は、次の新しい基礎研究に投入される。基礎研究、共同研究、起業化、教育研修等の各フェーズが活性化し、それぞれのフェーズに専念する研究者がいて、また、各フェーズをまたいで活動する研究者もいる。そのような活気のある大学、社会の到来を期待したい。

